

仕 様 書

- 1 品名 冷熱機
- 2 規格等（次の何れかのメーカー製品とする。）

| No. | メーカー | 規格 | 設置先 |
|-----|--------|-----------------------------------|-----------|
| 1 | 三菱電機 | 室外機 ERA-RP22A 室内機 UCR-P3VHB1 | 冷蔵庫No.1 ※ |
| | | 室外機 ERA-RP15B 室内機 UCR-P2VHB | 冷蔵庫No.2 ※ |
| 2 | 東芝キャリア | TA-352HHMK-SV（室外機 TAM351AM-SV 室内機 | 冷蔵庫No.1 ※ |
| | | TA-301CM-HHK) | 冷蔵庫No.2 ※ |

※冷蔵庫No.1 とNo.2 は、別紙平面図に位置を示す。

- 3 更新箇所 2箇所
- 4 数量 一式（既存機器及び機器付属品の撤去・処分含む）
- 5 納入場所 安城産業文化公園デンパーク・植物管理棟内プレハブ冷蔵庫
- 6 納入期限 平成28年3月25日（金）
- 7 一般事項

- (1) 上記に伴う機器搬入据付・付属品（コントローラ含む）取付け一式（配管・配線等、据付後の全体の正常運転に係るすべての機器・処理を含む）、試運転調整、既設品及び既設品に係る設備の撤去処分を含む。
- (2) 据付場所及び納品日程については、事前に発注者と調整すること。
- (3) 受注者は、据付・撤去にあたり、壁、天井、床等に破損の恐れがある場合は、適切な方法で養生を行うこと。もし、破損、汚れ等があった場合は、速やかに発注者に報告し、発注者と協議のうえ受注者の責任において全て補修すること。
- (4) 納品は発注者立会いの下で実施し、発注者の指示に従い、受注者の責任において試運転及び調整を行い、納品（完了）検査を受けるものとする。
- (5) 製品の欠陥等に起因する故障などについては、速やかに対処するとともに1年間の保証責任を負うものとする。
- (6) 納品に伴い不用となる既設機器の撤去・処分は、受注者が責任をもって、フロン排出抑制法のほか関係法令に基づき適切な処分、手続きを行うこと。
- (7) 納品等に問題が生じた場合は、発注者と協議し、速やかに発注者の指示に従い対応すること。
- (8) その他、疑義が生じたときは、発注者と協議しその指示に従うこと。

【問い合わせ先：産業振興部農務課農政係 電話：0566-71-2233（直通）】

デンプーク・植物管理棟平面図

